

自動車 NOx・PM 法による車種規制

窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を満たしていない自動車は、猶予期間（初度登録からの経過年数）経過後は、対策地域内で登録できないこととなります。

（１）排出基準

ディーゼル乗用車	NOx:0.48g/km(昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
バス・トラック	
1.7t 以下	NOx:0.48g/km(昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
1.7t 超 2.5t 以下	NOx:0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
2.5t 超 3.5t 以下	NOx:5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
3.5t 超	NOx:5.9g/kWh(平成 10, 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成 10, 11 年規制ディーゼル車並)

（２）猶予期間

	初度登録日からの年数	ナンバープレートの分類番号
普通貨物自動車	9年	1, 1*, 1**
小型貨物自動車	8年	4, 4*, 4**, 6, 6*, 6**
大型バス(定員 30 人以上)	12 年	2, 2*, 2**
マイクロバス (定員 11 人以上 30 人未満)	10 年	2, 2*, 2** (一部 5, 5*, 5**, 7, 7*, 7**)
ディーゼル乗用車	9年	3, 3*, 3**, 5, 5*, 5**, 7, 7*, 7**
特種自動車	10 年	8, 8*, 8**